

# 山前中学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為を絶対に許さないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち、指導に取り組む。

## 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第二条 より

この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめ防止等の対策のための具体策

(1) 「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手だて等）

- 調査研究の推進（「いじめ悩みアンケート」（毎月）・Q-Uテスト・自己有用感アンケートの実施
- 教育相談、三者面談・家庭訪問
- 職員の情報交換（職員会議・生徒指導部会等）
- 市教委への報告（毎月）

(2) 「いじめの防止」（未然防止のための取り組み等）

- 道徳教育等の充実
- 早期発見のための措置（「いじめ悩みアンケート」の実施・いじめサミット・いじめ防止グループミーティングの開催）
- 相談体制の整備（教育相談週間の実施、S C、S S Wとの連携）

○インターネット（SNSを含む）を通じて行われるいじめに対する対策を推進する。

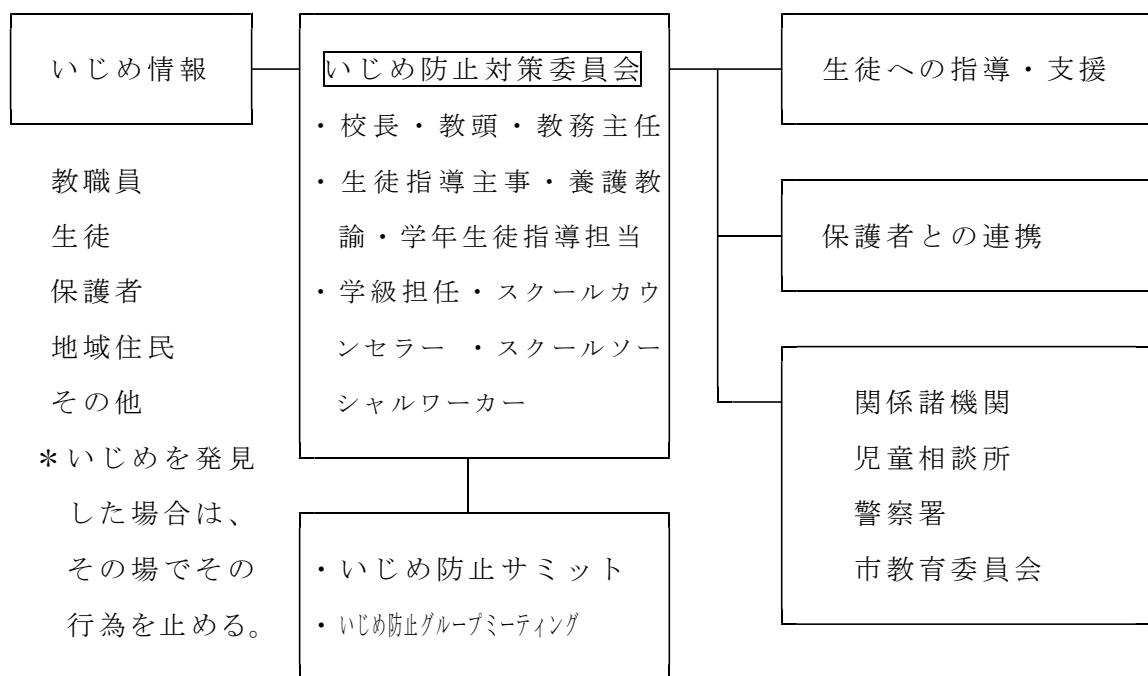
○学業指導「学びに向かう集団づくり」の充実

- ・帰属意識の高い学級づくり
- ・自己有用感の醸成
- ・規範意識の高い学級づくり
- ・互いに高め合う学級づくり

○学業指導「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」

- ・自信をもたせる授業づくり
- ・コミュニケーション能力を育む授業づくり
- ・一人一人の実態に配慮した授業づくり

#### 4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）

1. いじめの事実確認
2. いじめを受けた生徒または保護者に対する支援
3. いじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言
4. 懲戒、出席停止など措置や関係諸機関との連携

\*重大事案については事実確認後、速やかに教育委員会に報告し連携を図る。いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。